

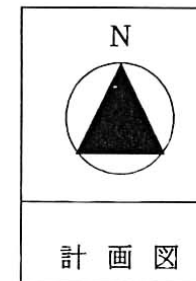
3 . 仁保南地区 地区計画

決 定 昭 和 6 2 年 3 月 2 日 広 島 市 告 示 第 5 3 号
 最 終 変 更 平 成 8 年 3 月 2 5 日 広 島 市 告 示 第 1 0 1 号

名 称		仁保南地区 地区計画
位 置		広島市南区仁保三丁目、仁保四丁目、日宇那町、仁保南一丁目、仁保南二丁目の各一部
面 積		約 1 8 . 1 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	仁保南地区は広島市の中心部より南東約5キロメートルに位置し、西に黄金山緑地を控え、南に瀬戸内海を臨み、デルタ地域内において、交通条件、自然環境条件共に恵まれた地区である。 このような条件のもとで、組合施行の土地区画整理事業により整備された本地区において、地区計画を策定することにより、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行い、住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図り、保全することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は低層系を主体とした住宅地として、周辺環境と調和のとれた閑静でうるおいのある良好な居住環境の住宅市街地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備を行い、それぞれの施設の機能を損なわないようその維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物等について次のような事項を定めることにより、閑静でうるおいのある住宅地としての街並みの形成を図る。 1 建築物の敷地面積の最低限度 2 建築物の壁面の位置の制限 3 建築物の高さの最高限度 4 かき又はさくの構造の制限
地区整備計画に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	1 6 5 平方メートル ただし、換地地積が1 6 5 平方メートル未満となる場合については、換地地積あるいは1 0 0 平方メートルのうち大きい方の値とする。
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。 ただし、自動車車庫については、この限りでない。 1 幅員1 2メートル以上の道路に面する部分については1 . 5メートル以上 2 幅員6メートル以上1 2メートル未満の道路に面する部分については1 . 0メートル以上
	建築物の高さの最高限度	1 0メートル
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、次の各号に掲げる構造のいずれかとする。 ただし、門柱、又は公共公益施設にあって安全上やむを得ないものについてはこの限りではない。 1 生け垣 2 地盤面からの高さが1 . 5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの 3 地盤面からの高さが1 . 2メートル以下のブロック塀、石積みその他これらに類するもの

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

仁保南地区地区計画



凡	例
—	地区計画の区域及び 地区整備計画の区域

この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。

詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。